

2-4 高齢者への生活支援の推進

(1) 生活支援

平成29年版「高齢社会白書」（内閣府）によると、高齢者の買物に関する調査の結果では、「自分でお店に買いに行く」と答えた人の割合は、年齢が高くなるに従い低下する傾向があり、特に女性は60～64歳の94.6%から、75歳以上では70.4%にまで大幅に低下しています。また、「体力的にお店に行くことが難しい」人の割合も加齢とともに増加する傾向が見られます。

県内でも、75歳以上人口に加えて、高齢単身・夫婦のみ世帯も増加を続けており、こうした高齢者は、家族や地域とのつながりが薄れ、孤立してしまうことによって、所在不明や場合によっては孤独死といった痛ましいケースも懸念されることです。

このため、県では、市町などの関係機関等との連携の下、孤立のおそれのある高齢者を地域全体で見守り支えるため、次の取組を推進します。

① 移動・交通手段の確保

国、市町や関係機関等との連携の下、次の取組を推進し、高齢者が安全かつ快適に外出・移動できるように支援します。

❖ 公共交通のバリアフリー化の促進

バリアフリー法に基づき、駅等旅客施設の段差の解消や低床バス・電車の導入など車両等のバリアフリー化を促進するため、国、市町や交通事業者等と連携を図りながら、公共交通を安全、便利、快適に利用できる水準の確保に努めます。

❖ 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）制度の推進

福祉有償運送は、公共交通機関によっては要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO法人等が、営利に至らない範囲の対価によって、自家用自動車を使用し、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。地域の関係者が必要性等について合意したうえで、所管庁に申請、登録することが必要です。

市町による登録運送者に対する実態把握やフォローアップ（指導・助言）を支援し、地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な運送サービス提供体制の整備に努めます。

❖ 介護予防・日常生活支援総合事業における移動支援の推進

市町が地域支援事業（生活支援体制整備事業）の協議体等を通じて、高齢者の外出機会の確保やサロンをはじめとする事業を効果的に実施していくため、移動支援の推進に必要な支援を行います。

② 買い物弱者の支援

いわゆる「買い物弱者」への対応については、過疎・交通・高齢者対策など多面的な支援が必要となるため、各地域において地域の実情に即した取組が展開されることを期待します。

県としても、買い物弱者問題等連絡会の開催などを通じ関係各課が連携して現状分析や対策の調整を行うとともに、市町と連携して県内の買い物弱者対策の実態把握に努めることとしています。

③ 見守り体制の整備

高齢単身・夫婦のみ世帯の増加等により、「孤立」した生活が懸念される中で、東日本大震災でもその重要性が再認識されたように、人と人との「絆」や「つながり」をもった温かいコミュニティを目指し、高齢者を含めて地域を構成する全ての人が、様々なネットワークを通じてコミュニティを活性化していくことが必要です。

居住する高齢者の状況や社会資源の整備状況など各地域の実情に応じて、高齢者等が単身でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けて、各市町や地域団体が、情報通信技術等を活用した緊急通報・安否確認システムや配食をはじめとする生活支援サービス、交流活動等の高齢者の見守りに関する取組を検討・普及に努めるよう支援します。

また、これらコミュニティづくりは、孤独死の防止、認知症など要介護高齢者の支援、高齢者虐待の防止、災害時の要援護者支援にも有効に機能するものと考えられることから、それぞれの取組に対応する各種ネットワークを有機的に連携させ、共通のプラットフォーム（基盤等）とすることにより、様々な分野での効率的な活用が図られるよう積極的に支援します。

(2) NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働

「超高齢社会」（総人口に占める高齢者の割合が21%を超える社会）においては、行政による公助と住民一人ひとりの自助努力に加え、NPO法人や地域のボランティア団体、元気な高齢者を含めた地域活動を行う個人やグループ等との連携・協力を促進し、高齢者を身近な地域で支え合う体制（共助）を構築することが、重要な課題になります。

行政システムだけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつある中で、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な主体による協働が不可欠であり、その仕組みづくりが一層求められています。

特に、近年、価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPOに参画する人が増加し、地域づくりの担い手として大きな役割を果たす中、高齢者についても、ボランティア活動への関心が高く、高齢者が他の高齢者の生活を支える様々なサービスの担い手として活躍する場面も増えてきています。

このため、福祉活動に取り組むNPO法人の組織運営に、企業などを退職した高齢者が知識・経験を生かして参画するといった関わりも期待されています。（表4-9）

そうした観点から、NPOやボランティアなどの民間における主体的・自立的な助け合い・支え合いを進めるため、県民・企業・行政が地域社会づくりにおける互いの特性を認め合い、それぞれの役割や責任が十分に発揮されるようパートナーシップを構築することを目指します。

具体的には「多様な主体による協働指針」（平成25年度策定）に基づき、県とNPO、企業等、多様な主体が連携して協働事業を行うなど、県民ニーズにマッチした質の高い協働の実現を目指します。

また、NPOやボランティアの活動を推進するための環境整備に取り組みます。

❖ 市町、社会福祉協議会、福祉施設、民生委員等の地域パワーとの連携促進、情報の共有化

❖ 社会福祉法人が実施する地域における公益的な取り組みの把握や連携促進

❖ ボランティアの供給と需要のマッチング

❖ 分野や内容で目的の共有が可能なNPO等との協働

- ▶ 介護予防のための事業、要介護者への介護保険対象外サービスの事業等
- ▶ NPO・ボランティア独自の発想によるサービス提供事業への支援

❖ 元気高齢者の社会参加のパイプ役としてのNPO支援

❖ 高齢者が自らの経験や知識を生かした、地域社会に貢献するためのNPO等の設立支援

❖ 生活介護支援サポーターの養成

❖ 介護ボランティアの育成

表4-9 NPO法人の状況

圏域	法人数		人口10万人 当たり法人数		うち定款に保健福祉 を掲げている法人数	
	平成26 (2014)年12月	平成26 (2014)年12月	平成26 (2014)年12月	平成26 (2014)年12月	平成26 (2014)年12月	平成26 (2014)年12月
宇摩	18	16	20.59	17.74	11	10
新居浜・西条	62	55	27.18	23.09	43	35
今治	54	52	32.68	29.85	41	40
松山	253	245	39.16	37.54	157	150
八幡浜・大洲	40	33	27.72	21.08	24	16
宇和島	38	32	33.29	25.75	25	23
県計	465	433	33.57	30.25	301	274

資料：男女参画・県民協働課調査（平成29(2017)年12月末現在）

(3) 生活困窮者等への支援

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策が強化されることとなりました。生活困窮者自立支援制度は、失業、疾病、家族の介護、本人の心身の状況など複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計相談支援事業などによる支援を提供するものです。(図 4-22)

介護保険制度においても、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 (2025) 年に向けて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められており、生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援制度と介護保険制度が連携し、取組を進めることが重要です。

そのため、両制度を所管する担当部局のみならず、関係部局間の連携体制の構築を進めるとともに、各市町や関係機関等に対しても、次の事項に関する取組の支援に努めます。

- ❖ 庁内連携体制の構築
- ❖ 地域包括支援センター等との連携
- ❖ 地域ネットワークの整備等に係る連携
 - ▶ 支援調整会議等と協議体の連携
 - ▶ 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

図 4-22 生活困窮者自立支援制度

